

ALPHA NEWS-ONLINE V o l . 2 9

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 4. 10

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、
下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

桜も咲き、すっかり春になりました。
クラシック音楽が好きな私は、春になると聴きたくなる曲があります。
ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン作曲
ヴァイオリンソナタ第5番へ長調Op. 24『春』です。
「スプリングソナタ」という愛称でも知られています。
十数年前に流行した漫画「のだめカンタービレ」にもこの曲が登場し、
ロック系が好きなキャラクターが演奏していたので、
テンポが速く、ノリノリな演奏でご存知の方もいるかもしれません。

今年はベートーヴェン生誕250周年という、せっかくの
ミレニアムイヤーなのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で
演奏会の延期・中止が相次いでいます。
生の演奏を聴く機会が減ったことは残念ですが、こんな時こそと、
自宅で音楽鑑賞を楽しんでおります。

近年、多くのアーティストがベートーヴェンの曲をアレンジしていて、

ロック・ラテン・ジャズなどアレンジの種類も豊富です。
いつものクラシックではなく、ちょっと違ったクラシックを
聴いてみると気分も違ってきます。
個人的なオススメはラテンアレンジです。
最近よく聴いているのはヨアキム・ホースレイさんアレンジのもの。
YouTubeで聴くことができますので、まずは「ハバナのベートーヴェン」
と検索してみてください！

それでは、今月のメルマガです。

目次

[1] 事務所からのお知らせ

[2] 代表者コラム：株式よもやま～スクイーズアウト（3）株式併合～
（代表弁護士／税理士 保坂光彦）

[3] 弁護士コラム：所沢のおすすめごはん ～seehof（ゼーホフ）～
（弁護士 野付さくら）

[4] あとがき

▼▼▼-----
1 事務所からのお知らせ
▲▲▲-----

┌◆当事務所における緊急事態宣言への対応について-----
└-----

当事務所では、首都圏における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
の感染拡大を受けて発令された緊急事態宣言の内容に基づき、
下記の期間につきましては、事務所人員を縮小して
業務に対応させていただくことといたしました。

弊所へのご連絡等につきましては、下記のとおりとさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。

<在宅勤務期間>

令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水）

※状況により延長・短縮させていただく場合がございます。

<電話対応について>

上記期間中の通常業務時間内（平日午前9時00分～午後5時00分）
につきましては、平常どおり対応しております。

また、新規ご相談予約につきましても通常どおり対応いたします
（平日午前9時30分～午後4時30分）。

なお、事務所人員を縮小しております関係上、お電話が
繋がりにくくなる可能性もございますので、予めご了承ください。

<電子メール・FAX等>

電子メールおよびFAXの受信につきましては、平常どおり
使用可能です。

また、チャットワークを導入されている顧問先様につきましても、
平常どおり使用可能です。

ただし、人員縮小の都合上、お時間をいただく場合がございますので、
何卒ご理解くださいますようお願い致します。

<郵便物>

上記期間中、受領・発送ともお時間をいただく場合がございます。

<新規のご相談・お打合せ>

原則として、非対面式の方法にて対応させていただきたく存じます。

新規での法律相談につきましては、上記期間中はお電話での
ご相談対応とさせていただきます。

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

※開催延期のお知らせ※

【5月13日】社会保険労務士の先生方向け勉強会（所沢）

5月13日（水）に弊所・所沢オフィスにて開催を予定しておりました
社会保険労務士様向け連続勉強会

【解説・パワーハラスメント対策の法制化】につきましては、

新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、開催延期とさせていただきますこととなりました。

お申込をご検討いただいていた先生方におかれましては大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

▼▽▼-----
2 株式会社よもやま～スクイーズアウト（3）株式併合～
▲△▲-----

皆様こんにちは
弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

今回も、前回に引き続き、「スクイーズアウト」の方法をについてご紹介していきたいと思います。
今回ご紹介するのは「株式併合」です。

▼そもそも、「株式併合」って何??▼

これは、全ての株主において一律に、その保有している株式を一定の割合で減少させる（一定の株式数をまとめて新たな「1株」とする）手続のことを指します。

例えば、300分の1の割合にて株式併合を行う場合、これまで3000株を有していた人は10株に、600株を有していた人は2株…といった具合に、見た目の株式数が変化します。

もっとも、ここではあくまでも全体を一律で減少させていますので、この時点では、各人の保有割合自体は変化していませんが、これがどのようにして「スクイーズアウト」という結果に繋がるのかといいますと、それは以下のような仕組みです。

先ほどの例では、「300分の1の株式併合」により、300株が1株となるわけですが、ここで元々300株未満しか保有していなかった株主に関しては、結果として「1株未満の株式」しか有さないこととなります。

そして、このような1株未満の株式しか有さない株主は、基本的に「株主としての権利」が認められないこととなり、これは株主にとって最も基本的かつ重要な権利である株主総会での議決権についてでさえ、同様です（会社法第308条）。

よって、例えば経営者である大株主以外の株主が全て1株未満となるような併合割合（例えば、自分に次いで多く株式を保有している人の持株が1000株であれば1500株を1株とする等）で株式併合を行うことにより、他の株主を株主総会の決議等から排除することができることになるわけです（ある意味この時点で「スクイーズアウト」により目指した目的は半ば達成できているということが言えます）。

そして、いくつかのパターンがあるため詳細は省略しますが、この1株未満となってしまった株式に関しては、最終的に会社あるいは経営者（既存の大株主）において買い取る（キャッシュアウト）という形になり、これによりスクイーズアウトが完結するということになります。

なお、当然のことながら、このように大きな影響を及ぼす手続について株主総会の普通決議や、まして取締役会決議等だけで行うというわけにはいかず、株主総会特別決議を経る必要がありますので、株式併合によるスクイーズアウトの手法を用いるには、少なくとも3分の2以上の株式を保有ないしコントロールできることが前提となります。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] 所沢のおすすめごはん～seehof（ゼーホフ）～
▲△▲-----

こんにちは。
弁護士の野付さくらです。

今回は、所沢中央消防署近くの、手造りハム・ソーセージのお店『seehof（ゼーホフ）』をご紹介します。

いつだったか、消防署へ救命講習に行った際に偶然発見したお店です。同店のオーナーは、国際食肉職人協議会で国際チャンピオン賞を受賞したという輝かしいご経歴をお持ちとのことで、店内にはこだわりぬいたドイツ製法のハムやソーセージと共に、たくさんのメダルが飾られています。

私はただの食いしん坊のため、残念ながらそのような話を伺ってもよく分からず、皆様にも詳細をうまくお伝えすることができないので、是非一度、お店に行って、商品を一口食べてみていただくことをお勧めします（工房では試食もさせていただきます）。

来店した際に必ず買うものは、ハムのバラエティパックとレバーペーストです。バラエティパックは、その名のとおり、様々な種類のハムの薄切りがパックされているのですが、必ず2つ以上購入します。なぜなら、家族全員が、どの種類も1枚ずつ食べると言って譲らず、1つではケンカになるからです。ペッパーが効いたもの、香り良いオリーブが練り込まれたもの、数種類のパプリカが入った彩り豊かなもの、サラミ風で思わずビールに手が伸びそうなもの……。購入するときは、ケンカにならないよう、一人で独占できる方を除いて、複数セットを購入されることを強くお勧めします。

レバーペーストは、独特の癖がちょっと苦手・・・という方も多いと思いますが、私はこのお店で、その美味しさを初めて知りました。保育園児（当時）でも食べられるレバーペーストです。軽く焼いたパンに塗るスタンダードな食べ方がお勧めです。学生時代、イタリアンレストランでアルバイトをしていたときは、ワインのお供にバゲットに塗ってお客様に出していましたが、我が家では食パンに塗っています。十分美味しいです。

以上、ハム・ソーセージのお店のお勧めでしたが、救急救命講習も一度は受講されることをお勧めします。目で見ても、耳で聞いて、手を動かして、いざというときに大事な人を守るように。各地の消防署で定期開催されています。

私もそろそろ受け直さなければ・・・と思っています。

【お店情報】

seehof（ゼーホフ）

〒359-1118

埼玉県所沢市けやき台1丁目8-5

ゼーホフ工房 : 04-2921-5511

2Fレストラン : 04-2902-6308



4 あとがき



冒頭に引き続き、クラシックの話題です。

普段あまりクラシックを聴かない方にもオススメのイベントがあります。

「ラ・フォル・ジュルネTOKYO（旧ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン）」という音楽祭です。毎年、ゴールデンウイーク期間中に開催される、今や世界最大級の音楽祭です。

朝から晩まで一流アーティストの演奏を聴くことができるのですが、1公演あたりの金額が安い！

0歳児からOKという演奏も多くあるので、家族連れで楽しめます。

今年は残念ながら開催中止が決定しましたが、

タイムテーブルなどは見られるようになっていきますので、

よろしければどんな音楽祭か、HPを覗いてみてください。

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

—発行元—

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦（メルマガ担当：松浦／松元）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)

